

令和5年5月30日
委員協議会決定

内部統制評価報告書審査（令和4年度分）実施計画

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定に基づき審査に付される令和4年度の内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）について、以下のとおり審査を実施する。

1 審査の目的

愛知県監査委員監査基準第2条第1項第8号に規定する「知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか」について審査することを目的とする。

2 審査の対象

評価報告書

3 審査日程

原則として、審査に付された日から8月までに実施する。

4 審査実施方法

（1）事務局職員による審査

事務局職員は、知事から提出された評価報告書について、「8 審査の実施内容」により審査する。

（2）監査委員による審査

監査委員は、知事から提出された評価報告書について、「8 審査の実施内容」により審査し、委員協議会において評価報告書の審査意見書を決定する。

5 評価対象期間及び評価基準日

評価対象期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日とし、評価基準日は令和5年3月31日とする。

6 評価範囲

財務に関する事務

7 審査の主な着眼点

審査に当たっては、主として次の点に留意し実施する。

（1）評価が評価手続に沿って適切に実施されたか。

（2）内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか。

8 審査の実施内容

評価報告書について、知事から報告を受け、「愛知県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の

「Ⅴ 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係局等に説明を求めた上で、別紙「内部統制評価報告書審査手順」により審査を行う。また、その他の監査等において得られた知見を利用する。

9 意見交換等の実施

- (1) 監査委員は、知事が評価結果をとりまとめたとき及び監査委員が審査意見書を提出したときは、内部統制の評価に関して、知事との意見交換等を実施するものとする。
- (2) 監査委員は、(1) 以外に、知事による内部統制体制の整備、評価項目や評価方法の検討等に当たって、適宜、知事との意見交換等を行うものとする。

10 内部統制の不備の把握

監査委員は、内部統制の運用上の重大な不備に該当する可能性がある事案が発生した局等に対し、その内容及び再発防止策を適時に報告させるものとする。

11 審査意見書の提出

評価報告書の審査意見書は、審査終了後、速やかに知事へ提出する。

12 委任

その他審査の実施に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

内部統制評価報告書審査手順

第1 評価手続に係る記載の審査

1 評価手続の把握

(1) 知事による評価に係る評価体制、評価対象期間及び評価基準日、評価範囲、全庁的な内部統制の評価項目並びに評価方法等について、愛知県内部統制基本方針、愛知県内部統制実施要綱及びリスク管理実施要領に加えて、内部統制評価局（人事局のことをいう。以下同じ。）より関連する次の資料を入手する。

ア 愛知県内部統制評価計画

イ 内部統制の評価の実施に関し必要な事項を定めた資料

(2) 必要に応じて内部統制評価局、内部統制推進局（総務局のことをいう。以下同じ。）及び関係局等（以下「内部統制評価局等」という。）の担当者等に対して質問を行い、評価手続を把握する。

2 評価手続の検討

(1) 内部統制評価局より、知事による評価の根拠となる資料として、次の資料を入手する。

ア 全庁的な内部統制の整備状況及び運用状況

(ア) 全庁的な内部統制の評価項目に対応する内部統制の記録

(イ) 重大な不備の概要（重大な不備と判断した理由等を含む。）

(ウ) 評価に係る各種規程・取組

イ 業務レベルの内部統制の整備状況及び運用状況

(ア) 各所属のリスク評価シート（発現したリスクの把握状況を含む。）

(イ) 業務レベルの内部統制の評価項目を確認した資料

(ウ) 重大な不備の概要（重大な不備と判断した理由等を含む。）

(エ) 評価に係る各種規程・取組

(2) (1) の資料を基に、把握すべき不備に過不足がないかを確認するため、必要に応じて内部統制評価局等の担当者等に対して質問を行う。

(3) 主に次の観点から、検討を行う。

ア 評価範囲に含まれるべき内部統制対象事務について網羅的に評価されているか。

イ 評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか。

ウ 知事による評価が形骸化していないか。

(4) 具体的には、次の手続を実施する。

ア 全庁的な内部統制の評価手続の検討

全庁的な評価項目に対応する内部統制の記録の閲覧や、内部統制評価局等への質問により、主に次の観点から、知事による全庁的な内部統制の評価手続の検討を行う。

(ア) 内部統制評価局の評価作業が、各評価項目に対応して実施されているか。

(イ) 前年度からの状況の変化等が適切に反映されたか。

イ 業務レベルの内部統制の評価手続の検討

把握すべき内部統制の不備がリスク評価シートにより漏れなく把握されるかについて検討するために、次のことを行う。

(ア) リスク評価シート、全庁的リスク一覧及びリスクの影響度や発生可能性について、別に定める一定程度以上のリスクについて、内部統制推進局及び内部統制評価局に

対して、各局等における評価手続が適切に実施されているか質問を行う。

- (イ) 必要に応じて特定の内部統制の評価手続の実施状況について、関係局等の担当者への質問や業務の実施状況の観察を行うことで、リスク評価シートの精度について検討を行う。

第2 評価結果に係る記載の審査

1 検討の観点

第1の2(1)の資料を基に、必要に応じて、内部統制評価局等の担当者等に対して質問を行った上で、知事が評価の過程において把握した不備について、主に次の観点から、検討を行う。

- (1) 重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか。
- (2) 是正された整備上の重大な不備がある場合には評価基準日までに是正されたか。

2 具体的手続

(1) 内部統制の評価結果の検討

ア 全庁的な内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果の検討

主に次の方法により、各評価項目について知事の行った評価結果、知事が当該評価結果を得るに至った根拠等を確認、知事が行った評価結果が適切かどうかの検討を行う。

- (ア) 内部統制評価局が行った全庁的な評価項目それぞれに対応する内部統制の整備状況の記録の閲覧

(イ) 内部統制評価局等の担当者等に対する質問

イ 業務レベルの内部統制の整備状況の評価結果の検討

- (イ) リスク評価シートの内容を踏まえた上で、主に次の点を把握する。

- a 当年度においてリスクが高いと判断された業務、過去に監査等において把握されたリスク等についてどのような対応策がとられたのか。
- b 最終的に知事が把握した内部統制の整備上の不備はいかなる業務であったのか。

- (イ) (ア)の把握をした上で、それらの事項及びその他監査委員が必要と判断した事項について、主に次のことを行い、知事が行った内部統制の整備状況についての評価結果が適切かどうか、特に、当該不備が重大な不備に該当しないかどうかの検討を行う。

a リスク評価シート以外の記録等の閲覧

b 内部統制評価局等の担当者等に対する質問

ウ 業務レベルの内部統制の運用状況の評価結果の検討

- (ア) 知事が把握した運用上の不備について、リスク評価シートにより網羅的に把握する。

- (イ) 知事が把握した内部統制の運用上の不備及びその他監査委員が必要と判断した事項について、主に次のことを行い、知事が行った内部統制の運用状況についての評価結果が適切かどうか、特に、当該不備が重大な不備に該当しないかどうかの検討を行う。

a リスク評価シート以外の記録等の閲覧

b 内部統制評価局等の担当者等に対する質問

なお、その他の監査等の過程において、一定の証拠を入手している場合には、その利用ができる。

- エ 内部統制の不備及び重大な不備に当たるかどうかについては、次の事項を考慮して判断する。

(ア) 整備上の重大な不備

全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の整備上の不備のうち、全庁的な内部統制の評価項目に照らして著しく不適切であり、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高いものであるか。

(イ) 運用上の重大な不備

全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の運用上の不備のうち、不適切な事項が実際に発生したことにより、結果的に、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたものであるか。

(2) 内部統制の不備の指摘と是正

ア 評価報告書の審査の過程において内部統制の不備を把握した場合

不備を把握した段階で早期の改善又は是正を求めるとともに、不備の改善又は是正状況を適時に検討する。

イ 評価報告書の審査の過程において内部統制の整備上の重大な不備を発見した場合

知事又は内部統制評価局等の担当者等にその内容を報告して是正を求めるとともに、当該整備上の重大な不備の是正状況を適時に確かめる。

ウ 内部統制の整備上の重大な不備について、評価基準日までに是正を行った場合

当該重大な不備に係る内部統制は有効であると認めることができるが、知事により実施された是正措置について知事の評価が適切であるか確かめる。

第3 監査委員の審査意見

1 評価手続に係る記載の審査意見の記載

(1) 知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されているかどうかの判断を行う。

ア 適切と考えられる場合

知事による評価手続に係る記載は相当であるものとし、審査意見として記載を行う。

イ 不適切な点があると考えられる場合

知事による評価手続が適切に実施されていないものとして、審査意見として記載を行う。

(2) 評価手続に係る記載の一部に不適切な事項があると考えられる場合、又はやむを得ない事情により評価手続が実施できなかった部分がある場合

それらの事項等を除外した上で、評価結果に係る記載の審査を行う。その際、審査意見として、評価手続における不適切な事項について記載した上で、当該事項を除外した範囲での限定的なものとして、評価結果の相当性について記載を行う。

2 評価結果に係る記載の審査意見の記載

(1) 評価結果に係る記載が相当である場合

ア 知事による評価の結果が適切に記載されていると考えられる場合

評価結果に係る記載は相当であるものとして、審査意見として記載を行う。

イ 知事が、内部統制対象事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備されていない又は評価対象期間において有効に運用されていないと記載している場合において、当該評価結果に係る記載が相当であると判断して意見を付す場合

評価基準日において整備上の重大な不備がある又は評価対象期間において運用上の重大な不備がある旨を備考に記載を行う。

ウ 知事が、評価の過程で発見された整備上の重大な不備について、評価基準日までに

是正したとして当該重大な不備に係る内部統制は有効であると記載している場合において、当該評価結果に係る記載が相当であると判断して審査意見を付す場合

当該整備上の重大な不備が是正されている旨を備考に記載を行う。

(2) 評価結果に係る記載が相当ではない場合

ア 評価報告書の審査の過程において、知事によって把握されていない内部統制の不備を把握した場合

把握した段階で早期の改善又は是正を求めた上で、重大な不備については、審査意見として記載を行う。

イ 知事による評価の結果、内部統制対象事務に係る内部統制が有効に整備及び運用されていると判断されている場合であっても、監査委員の判断により、評価基準日において整備上の重大な不備又は評価対象期間において運用上の重大な不備とすべきものがあると考えられる場合

知事による評価結果に係る記載は相当ではなく、内部統制対象事務に係る内部統制は有効に整備又は運用されていないものとして、審査意見として記載を行う。